

1 開催日時等

- (1) 日時：令和7年2月5日（水）午後2時～午後3時20分
- (2) 場所：郡山市役所西庁舎5階 5-2会議室

2 出席者

(1) 委員

- 佐野 孝治 （福島大学副学長）【座長】
- 伊藤 江梨 （伊藤江梨税理士事務所 税理士）
- 吉津 健三 （きつ法律事務所 弁護士）
- 仙頭 紀明 （日本大学工学部 教授）
- 袖林 淳 （国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所副所長）

(2) 事務局及び発注所属

・市事務局

財務部長、契約検査課長、同課長補佐、同課工事契約係長、同課同係主査、同課契約管理係長、同課同係主任

・市上下水道局事務局

上下水道局次長兼総務課長、同課契約係長、同課同係主任

・市発注所属

農林部林業振興課長、同課森林整備係長、同課同係主任

建設部次長兼道路維持課長、同部次長兼建築課長、道路維持課主任技査兼維持管理係長、同課同係主任、建築課課長補佐

都市構想部区画整理課長、同課主任技査兼整備係長

・市上下水道局発注所属

水道施設課長、同課整備係長、下水道保全課課長補佐兼設備維持係長、同課管路維持係技査、下水道整備課課長補佐

3 議事

(1) 本市及び上下水道局発注の建設工事等に係る入札等について

＜審議概要＞

- ・佐野座長が、事務局へ案件に関する説明を求めた。
- ・市事務局：契約検査課長から市資料1-1～1-4に（P.1～8及びP.62）に沿って説明
- ・市上下水道局：上下水道局次長兼総務課長から上下水道局資料1-1～1-4（P.40～44）に沿って説明
- ・佐野座長が、抽出委員である伊藤委員へ建設工事に関する審議案件の抽出理由について報告を求め、伊藤委員から、市資料2-1（P.9）、上下水道局資料2-1（P.45）に沿って以下のとおり案件抽出について報告

○郡山市発注工事

制限付一般競争入札

市-22：応札者が1者のみであり契約金額が最も高かったため。

市-43：応札者が1者のみであり落札率が最も高かったため。

指名競争入札

市-69：落札率が最も高く有効率が比較的低いため。

市-134：契約金額が最も高かったため。

随意契約

市-167：対象案件中、唯一の舗装工事であるため。

○上下水道局発注工事

制限付一般競争入札

水-23：契約金額が最も高かったため。

指名競争入札

水-36：落札率が最も高かったため。

随意契約

水-41：契約金額が最も高かったため。

- ・各案件に関し、委員から質問があり、事務局及び発注所属において回答

≪各案件に係る質疑応答≫

- ・制限付一般競争入札

市-22 郡山ユラックス熱海給排水設備改修工事

(市資料2-2、P.10)

【伊藤委員】

給排水設備で7億円の規模だが、どのような工事だったのか。

【建設部次長兼建築課長】

ユラックス熱海は10,000m²を超える巨大な施設であり、経過年数が35年を超えている。

給排水設備もかなり劣化しており、温水施設・プール施設の給水管・排水管と、温水施設で使用しているポンプ・タンク・機器類を全面的に改修するものである。

【仙頭委員】

基本的にはすべて入れ替えるのか。

【建設部次長兼建築課長】

給排水管については、ルートを変えるなどの更新がある。

ポンプ・タンク・機器類についてはすべて交換する。

【吉津委員】

応札者が1者のみだが、設置時の業者であるや機械の指定など何か理由はあるのか。

【建設部次長兼建築課長】

大規模施設の新築であったため、設置時の施工業者は大手の設備会社のJVであった。

今回は地元業者同士のJVが1者応札しており、必ずしも大きな業者でないといけないという内容でもない。

機器に関しては、特殊なものも含まれているが、応札者を制限するような大きな影響があるものでもないと認識しているが、いま市内の設備関係の工事が非常に多くなっている。

市が発注している公共工事においても昨年よりも件数が多いとともに、駅前の再開発も活発化しており、民間発注も多いと聞いている。

また、働き方改革等により管工事関係の人材不足も要因と考えている。

【伊藤委員】

施工期間が1年半程度あるが、分割して発注することはできないのか。
また、分割できる工事・できない工事の違いは何か。

【建設部次長兼建築課長】

今回の工事に関しては、温浴棟やプール棟と建物が分かれているが、幹線となる給排水管のスタート部分は同じ場所にあるため分割しにくかった。
また、一部営業をしながら施工する部分と、営業期間を一時的に停止させて施工する部分があることと、指定管理者が管理している施設なので、開館状況を調整しながら進めなければならないことから一括発注となった。

【吉津委員】

これだけの設計金額の規模で応札者が1者しかいないという状況は度々あるのか。

【契約検査課長】

今回の入札については、参加条件を「入札参加有資格業者名簿の管工事に登録のあること」、所在地要件としては「代表構成員は所在地要件なし、その他の構成員は市内に本店あり」、その他としては経営事項審査の点数指定、同種同規模工事の施工実績ありと設定している。
この条件に合致する有資格業者について入札前に本市で確認した際には、JVで36組想定していたが、結果1者の応札となったものである。

【伊藤委員】

36組というのは、要件を満たしている業者という意味か。

【契約検査課長】

元請になりうる業者数という意味である。

【佐野座長】

私が懸念として、建設時の施工業者が一定の周期でずっと請け負うといったことであれば公平・公正な競争にならないのではないかと考えていたが、そうではないことが分かり、まずは安心した。
建設時のJVは大手会社と地元企業であり、今回は地元企業同士のJVであるとの説明だったが、今回の地元企業は、建設時のJVに参加していた地元企業と同一なのか。
同一だとすれば、結果20年周期で同一業者が請け負うことになってしまう。

【建設部次長兼建築課長】

建設時の地元企業ではない者で組んだJVである。

【伊藤委員】

20年ぶりにこれだけ大規模な改修をするということだが、建物自体は何年使用できるのか。

【建設部次長兼建築課長】

現段階であと何年使用できるといった回答はできかねるが、今後20、30年使っていくという方向で市全体の建物の長寿命化を進めている。

【伊藤委員】

今回入れ替える設備は何年ほど使用できるのか。

【建設部次長兼建築課長】

設備機器そのものが建物に比べて短命である。
大きな設備については30年ほど使える物があるが、一般的な家庭で使っている設備であれば15年も過ぎれば壊れかけてしまうので、概ね20年程度使用することとなると思われる。

- ・制限付一般競争入札
市-43 大町土地区画整理事業 ペDESTリアンデッキ整備工事（施設上部工）
（市資料2-3、P.23）

【仙頭委員】

この件も応札者が1者であるが、資格要件に合致する業者は何者あったのか。

【契約検査課長】

今回の資格要件は、入札参加有資格業者の鋼構造物工事に登録のある者、所在地要件はなし、主なところとしては、過去10年以内の同種同規模工事の施工実績としており、入札前の段階で合致している業者は38者いた。

【伊藤委員】

抽出案件ではないが、違う工事としてペDESTリアンデッキ、設計金額が約8,000万円、受注者が同じ業者である案件がある。

そちらは10月に入札をしており、今回の案件は12月に同じものを設置する入札をしており、同一業者が落札している。

これはどのような発注になっているのか。

【区画整理課長】

抽出案件ではない方は工場製作工事であり、工場でものを作るというものである。
今回の工事はその後に製作したものを取り付ける工事となっている。

【伊藤委員】

作ったものを設置するだけなのか。

【佐野座長】

本来セットで発注するべきものを分割したというもののようだが、そもそも分割して入札する必要性がないように感じる。

【区画整理課長】

抽出対象ではない案件のものは工場製作であり工場での作業、今回の工事は現場での工事であり、そういう意味で別物と認識し分割した。

【袖林委員】

資料の備考欄に完成工期が令和7年3月31日、繰越承認された場合は9月30日までとの記載があるのですが、これは繰越承認をされて9月30日まで延びたということか。

【区画整理課長】

おっしゃるとおりである。

期間延長について記載した中で当該業者に受注してもらっている。

【吉津委員】

工場で作られた製品はどこに納品されたのか。

【区画整理課長】

まだ工場で作成中である。

完成後、製品は工場内に一時保管し、別発注の仮設工事の際に現場まで運び設置する。

【吉津委員】

そうなる就先ほどから出ている疑問と一緒に、当該業者の工場で作成検査を受け、それを次の業者に現場で取り付けてもらうために最初の業者の工場から運んで設置するというと、工事の関連性を鑑み、業者も手を挙げにくいのではないか。

最初の案件では4者応札があり競争性が働いているようだが、次の工事の内容を見れば、どの業者も空気を読み、手を挙げないことは分かっていたように感じる。

一般人の感覚では違和感を覚えるし、少々考えにくい分割の仕方である。

【佐野座長】

工場で作るということは運んで設置するまでも見込んでるように感じる。

【伊藤委員】

最初の案件を受注した者が次の設置工事を受注し、しかも後者の工事の方が、金額が高く利益もかなり得られるような形になってしまっている。

何らかの対策を考えた方が良いと思う。

【吉津委員】

何かの制度的に一括発注できなかったというものか。

【区画整理課長】

一括発注も可能であった案件であった。

工場での製作部分について設計が出来上がったので発注した。

当該現場については、市としても急いでいる理由がある。

現在、ペDESTリアンデッキが通行止めになっており、大町側へ行くにはビックアイ側にある横断歩道を渡る必要がある。

朝夕の混雑時には、人が車道まではみ出て信号待ちをしている状態である。

また、バスターミナルへ行く際に、道路を横断する歩行者もおり、警察からも危険である旨を指摘されている。

横断歩道も別途工事予定があり、ペDESTリアンデッキを早く完成させ歩行者が早く渡れるようにするために、まずは製作部分を発注し、製作中に次の工事を発注する形をとったということである。

【仙頭委員】

最初の桁の部分を工場で作製し、その後高欄も同じ工場で作製されるのか。

【区画整理課長】

高欄は既製品である。

【佐野座長】

パッケージで施工した方が効率的に思えるが、先ほどの説明のとおり製作部分を先に発注し、その間に次の工事を発注するという事は理解した。

・指名競争入札

市-69 林道整備事業 滝ノ入線 舗装工事
(市資料2-4、P.34)

【袖林委員】

10月10日から12月13日までの工期だが、時間的に大変な工事ではなかったのか。

【林業振興課長】

施工場所が湖南であり冬期には雪が降ること、当該林道は、林道と言うものの田んぼの中を通って山へ入っていくような道であり、両側に田んぼがあるため稲刈りが終わってから施工する必要があったことから10月から12月までという期間をとった。

受注者においては、現場を十分に確認するとともに資材調達について調整し、実際には11月末くらいから工事に入ったが、2週間程度で現場は仕上がっている。

【袖林委員】

準備に十分に時間をかけ、着工してからはスピーディーに済ませたということか。

【林業振興課長】

おっしゃるとおりである。

【伊藤委員】

最低制限価格を下回っている業者が多い。

地元業者の方が立地的に着工しやすいのか、割と低い金額で競っているようだが、最低制限価格を下回ってしまっているところが残念、もったいないように感じる。

・指名競争入札

市-134 校舎長寿命化改修事業 郡山市立大成小学校周辺整備工事（Ⅱ期）
（市資料2-5、P.36）

【吉津委員】

辞退者については、指名された段階で既に辞退しているということか。

【契約検査課長】

指名業者＝応札者となり、応札しないとなれば辞退となるだけである。

そこは業者の判断となる。

【伊藤委員】

先ほどの案件と比べると最低制限価格を下回った業者も少なく、適正に業者が競争しているようだが、設計のしやすさなどはあるのか。

【建設部次長兼建築課長】

今回は周辺設備工事ということで、校庭のフェンス改修、遊具の更新工事があり、非常に大衆的なものの改修工事ではあるので、設計のしやすさは他の案件と比べてあると思われる。

【伊藤委員】

逆に言えば、前の案件の林道は積算しにくいのかもしれない。

一番金額の低い業者だと88%くらいで落札している。

最低制限価格を下回る案件としっかり競争できている案件があるのが不思議である。

【契約検査課長】

最低制限価格のラインで競争するのか予定価格のラインで競争するのかによるが、そこは応札業者の考え方による。

指名競争入札においては設計金額に応じて指名業者数を定めた要綱があり、本件はその要綱により10者指名している。

一般競争入札においては、条件に合致していれば何者でも参加できるので、応札業者がかなり増えることもあるが、工種により参加者数にばらつきがでる。

舗装工事やとび・土工・コンクリート工事に登録されている入札参加有資格業者が多いことから、舗装工事や側溝工事の案件になると30～40者手を挙げてくることもある。

【佐野座長】

「令和7年2月竣工予定の内部改修工事外4件の工事と施工範囲の重複があるため」とあるが、今回の工事と他の工事の受注者は同じなのか。

【建設部次長兼建築課長】

別な業者が受注している。

- ・ 随意契約
市-167 菜根一鶴見坦三丁目線 道路維持（舗装補修）工事（その2）
（市資料2-6、P.38）

【仙頭委員】

道路の法面が8mにわたって崩落したとあるが、どれくらいの規模で崩壊し、どのように直したのか。

【道路維持課主任技査兼維持管理係長】

法面の片の延長が8m、幅3m位、土量的には20m³の掘削と盛土である。

【仙頭委員】

崩れた場所を盛土したということか。

【道路維持課主任技査兼維持管理係長】

道路の崩落を止めなければ隣接地の住人が出入りできないとのことから緊急工事として発注した。

まず復旧として大型土のうを設置し、出入りを確保した上でL型擁壁を入れ復旧した。
本件は舗装の復旧もあったため舗装工事として発注している。

【仙頭委員】

L型擁壁の費用も金額に含まれているのか。

【道路維持課主任技査兼維持管理係長】

おっしゃるとおりであり、L型擁壁を1.5m入れている。

【仙頭委員】

施工延長が短い割に金額が高いと感じていたが理解できた。

【袖林委員】

今回、災害で随意契約ということで当該業者を相手方に選んでいるということのようだが、当該業者は日頃から初動が早いなど、そのような試算をして、生活する人がすぐ元に戻れるような業者を選定したという解釈でよいか。

【道路維持課主任技査兼維持管理係長】

今回の工事は8月17日の集中豪雨によるもので、市内でも何か所か法面の崩落があった。
当該豪雨による緊急工事として5件発注しているが東側の地区が多く、当該地区の業者と頻りに連絡を取ったが、その中で早急に対応してくれる業者ということで当該業者を選定した。
なお、当該業者は、本市と「災害時における応急対策業務支援関連協定」を平成21年に締結している。

【伊藤委員】

施工場所は菜根だが、立地が東側だったので当該業者と連絡をとったということか。

【道路維持課主任技査兼維持管理係長】

おっしゃるとおりである。
中田や西田で何か所か被害があり、協定を締結している業者と連絡を取った。

【佐野座長】

リストに載っている業者と連絡をとるが、手持ち工事の制限等があれば、最初に電話した業者ではない業者と随意契約を締結する可能性も当然あるということか。

【道路維持課主任技査兼維持管理係長】

おっしゃるとおりである。
その日は土曜日だったこともあり、なかなか電話が繋がらないところもあった。
協定を締結している方々は直接の連絡ルートを確認しているので、そこから選定した。

【伊藤委員】

発注されている5件を見ると、中田や西田なので、付近の業者に声をかけるということはあると思うが、本件は菜根なので場所的に施工してくれる業者はありそうな気がする。
声をかける基準やルール等はあるのか。

【道路維持課主任技査兼維持管理係長】

当該業者の所在地はやや東の方だが本庁近辺であり、ちょうど他の道路維持補修工事の下請として施工していたところであった。

【契約検査課長】

当該補修工事については指名競争入札の一覧に掲載されている。

【道路維持課主任技査兼維持管理係長】

元請ではなく下請として工事に携わっており、現場が近かった。

・制限付一般競争入札

水-23 配水幹線更新工事（国道49号推進）
（上下水資料2-2、P.46）

【伊藤委員】

当該管は何の管で太さはどのくらいか。

【水道施設課長】

水道管で500mmある。

【伊藤委員】

当該箇所のみ施工なのか、それとも更に延長して施工していくのか。

【水道施設課長】

市内の水道管は全部で1,800kmある。

それを計画的に更新しているところであり、その一部が今回の施工場所である。

東西に進めていく予定であり、次期工事は東側を予定している。

街中に入っていくので、いつも以上に慎重に施工しなければならない区間である。

【仙頭委員】

更新ということは既設の管があるということか。

また、深度はどのくらいか。

【水道施設課長】

おっしゃるとおりである。

本件はさくら通りだが、既設の管は当該箇所以外に複雑に設置されている。

現場が狭いことから計画を変更し今回のさくら通りに入れるということとなった。

深さは約5mである。

【仙頭委員】

耐震機能を持たせた管で更新していくということか。

【水道施設課長】

おっしゃるとおりである。

【吉津委員】

応札者11者のうち、最低制限価格未満が6者ということは半分が下回っている。

理由は分析しているのか。

【総務課契約係長】

入札時に応札者から提出された「工事費内訳書」を確認した。

業者にもよるが、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費を見ると、特段違和感を覚えるような設計ではなく、突出して高い、低いといったところもなかったが、業者によっては、直接工事費は高いが一般管理費は低い、またその逆もあるなど、最低制限価格を下回った業者は6者いるが、特別低すぎるようには感じなかった。

分析という分析ではないが、特別違和感を覚えるような内容ではなかったという印象である。

・指名競争入札

水-36 川田地区農業集落排水処理施設流量調整ポンプ外更新工事
(上下水資料2-3、P.56)

【伊藤委員】

このような特定のポンプなどはメーカーを指定するものなのか。

【下水道保全課課長補佐兼設備維持係長】

既設のポンプの更新であるため、当該ポンプの仕様で発注し、それと同等以上であれば特にメーカーや形式は問わないという仕様になっている。

【佐野座長】

この更新は何年振りなのか。

【下水道保全課課長補佐兼設備維持係長】

施設にもよるが、本件は4施設あり、川田の調整ポンプは9年、多田野の水中攪拌も9年、富岡の送風機は20年、水中攪拌は10年、早稲原のプロウについては25年経過している。

また、日々の点検で故障等があれば随時更新していき、壊れていなければなるべく使用していくという方向である。

【伊藤委員】

10者指名となっているが、指名可能な業者は何者いてどのような基準で選定したのか。

【下水道保全課課長補佐兼設備維持係長】

市内で27者おり、過去の実績等を考慮するとともに等級格付のバランスとして選定した。

【伊藤委員】

誰が指名されたかはお互い知らない状況なのか。

【総務課契約係長】

わからない。

【伊藤委員】

競争された割には落札率が高いように感じる。

【総務課契約係長】

落札率は95.2%である。

本件は機械器具設置工事であり、上下水資料1-1、2-1をご覧いただくと、指名競争入札の落札率が91.79%だが、機械器具設置工事のように全体の工事費の中で直接工事費が占める割合が多いような工事だと、通常の道路工事などに比べ高めに出る傾向にはある。

【吉津委員】

指名競争入札の場合、市から各指名業者に対し、通知等が郵送されるのか。

【総務課契約係長】

本件は電子入札であり、電子入札システム上で通知される。

【佐野座長】

全く指名されないような業者はいるのか。

様々な技術水準がある中で、有資格業者名簿に掲載されているが何年も声がかからないとなると、不公平感や違和感につながると思われる。

【総務課契約係長】

受注機会という観点から、全業種の有資格業者からバランスよく指名している。

・ 随意契約

水-41 公共下水道整備事業 富田東地区
(上下水資料2-4、P.58)

【伊藤委員】

本件は「デザインビルド」という特殊な発注方式をしたようだが、どのような経緯でこの発注方法になったのか。

また、どのようなメリットがあるのか。

【下水道整備課課長補佐】

経緯としては、汚水処理を所管する国交省、農林水産省、環境省の三省において、効率的な汚水処理施設の整備に関する役割分担を計画的に実施していく為の「構想策定マニュアル」を作成しており、この中で、汚水処理人口普及率を令和8年度末まで95%とする目標を掲げている。

また、市町村に対しては汚水処理施設の構想を見直し、「アクションプラン」という計画を策定するよう示しており、本市においては令和4年度末の汚水処理人口普及率が93.2%という事を踏まえ、郡山市上下水道ビジョン中期計画の実施計画である「郡山市上下水道計画整備概要アクションプラン」を策定し、令和8年度までに普及率を概ね95%以上にする事を目標としている。

当該計画を達成するため、整備の加速化やコスト縮減などを図るため、設計施工一括方式、デザインビルドを導入した。

導入にあたっては、技術力や実績、提案内容などを総合的に評価する「プロポーザル方式」により業者を選定した。

【伊藤委員】

今の説明を聞いても「何故、設計施工一括だとよいのか」が伝わってこない。

【下水道整備課課長補佐】

設計施工一括方式というのは、通常は測量設計を発注し、その成果に基づいて局が積算をし、その後工事を発注する流れだが、それを一括で発注することにより、一回取りまとめを終わらなければ発注できなかったものが、業者が設計を組み、なおかつ同一業者が工事施工することにより工期の短縮が図られる。

また、設計業者と工事業者が別々であったものを一緒にやることで、民間のノウハウを持ち寄りより良いものが作れる、工夫が働くというところもあり、事業の加速化が図られる。

【伊藤委員】

プロポーザルには何者応募し、どういった要素で選定され、価格的には何番目くらいの業者が選定されたのか。

【下水道整備課課長補佐】

1 者のみの応募であった。

【伊藤委員】

なぜ1 者なのか分析はしているのか。

【下水道整備課課長補佐】

聞取りを行ったところ、提出書類の量の多さや価格的な問題によるとのことであった。

【伊藤委員】

本件の内容はよくある新設工事、下水道を敷くといった内容だと認識しており、通常の工事であれば、応募者が多くなりそうな内容だと感じる。

【下水道整備課課長補佐】

おっしゃるとおりである。

土木工事に関してデザインビルド方式を取り入れるというのは一般的にあまり行われていないため、馴染みがなかったということはあるかもしれない。

【佐野座長】

今後もこの方式を推進する予定なのか。

【下水道整備課課長補佐】

本件の他に御前南地区も行っているが、それ以降は現時点では導入を考えていない。

【伊藤委員】

御前南地区についても応募は少なかったのか。

【下水道整備課課長補佐】

御前南地区については、応募者はいたが、選定の結果、金額が見合わず「契約候補者なし」となったため、現在、再度のプロポーザルを実施しているところである。

【佐野座長】

メリットがあるとしてデザインビルド方式を導入したが、むしろそれにより不調になってしまうということであれば、通常の方式の方が時間的に早く、競争性が保たれるのではないかという印象を受ける。

【下水道整備課課長補佐】

結果的に今、御前南地区で契約候補者がいないということになってしまったが、今回不調だからといって、発注方式を通常どおりに戻してしまうと発注が遅くなってしまうので、局としては早期に整備を図りたいことから、再度、デザインビルド方式での業者選定をプロポーザルにより進めているところである。

【仙頭委員】

デザインビルド方式は、全国で取り入れられている方式なのか。

もし上手くいっている自治体があるようならば、そちらを参考にしたいかがか。

【下水道整備課課長補佐】

その辺りについては調査をしていなかった。

ただ、本市が初めてという訳ではないと思われる。

【仙頭委員】

応募した会社の規模などを考慮する必要があると思う。

あまり一気に工事をすすめてしまうと様々なリスクの可能性が出てくることも考えられるので、他の自治体を参考に進めた方が良いのではないかと。

【下水道整備課課長補佐】

了解した。

【伊藤委員】

このような形でなるべく早く整備して普及率を上げたいという気持ちは理解できるが、今から下水道を新規に布設する事に対し、私個人としては少し否定的である。

あまり急ぐことを優先してしまうのは如何なものかを感じる。

人口減少の時代で、普及率を上げる為に早く整備する事を優先して施工費が高くなり、それが将来のツケになってしまうという構図はよろしくないと思う。

【吉津委員】

先ほど、プロポーザルに1者しか参加しなかったということであり、意見を聞くと上限額が安すぎたということだが、これは当該工事をやることに対する上限額を示し、それに対して安すぎるから業者ができないということか。

【下水道整備課課長補佐】

おっしゃるとおりである。

プロポーザルでは、募集要項を公表し、そこで当該案件に係る上限金額を明示する。

当該金額を超えてしまうと失格になるものである。

【吉津委員】

そうすると、先ほど説明のあった、まず測量設計の入札をし、成果品が納品され、それを基に今度、土木の方の発注をかけて施工していくというのが一般的だが、それを1回で発注するというイメージで理解した。

デザインビルド方式を導入することにより、設計金額が通常の発注方法の9割程度のできるのであれば、積極的に導入していった方が合理的だと考えるが、何か従来の発注に対してデメリットはあるのか。

【上下水道局次長兼総務課長】

一般論で言えば、今おっしゃっていただいたようにデザインビルド方式を導入することにより金額面や工事の進め方の部分でメリットはある。

今回の工事については工期を2年半ほど取っているが、上水・下水も区間を切って発注し、布設が終われば埋め戻し、次の区間を新たに発注するという流れを長い期間でやれば、当然効率が上がり諸経費は下がる、設計金額としては基本的に下がるという発注の方式になるが、あまり大規模に発注してしまうと、市内の業者が沢山いる中で、大企業とJVを組まないで受注できない状況にも陥る可能性があり、受注機会の捉え方など様々な要素がある。

また、このような事業の場合、基本的にはこの年度にここを整備するという事で、多年度の予算を確保するが、今回は国の方針もあり、10年概成という事で、それに応じた補助金もあるという様な状況もあるので、このようなやり方をしている。

その他の点では工期が長いことにより資材の価格が高騰する可能性などデメリットもあることから、全体のバランスをとりながら捉えながら発注していきたいと考えている。

先ほど「今後もこの方式を導入していくのか」との質問があったが、下水道の面的整備については富田東地区と御前南地区で概ね完了という事ではない。

基本的には、大きな整備の終着点というところもあるので、今後どのようになるか不明瞭ではあるが、現時点ではここで一段落という方向性で考えている。

【下水道整備課課長補佐】

補足だが、毎年閣議決定されている「中小企業に関する国の契約方針」というものがある。その中で、公共工事においては分割発注を行う事が大前提とするとあるが、今回は国の方から令和8年度までに普及率95%を達成する様にとの方針もあったことから、特別にこのような方式で発注した。

(2) 指名停止措置状況について

≪審議概要≫

- ・ 契約検査課長が資料3 (P.60) に基づき説明をし、委員から以下のとおり意見等があった。

≪意見等≫

【伊藤委員】

どのような状況で事故が起こったなど指名停止となった詳細の情報は公開していないとのことだが、一般に公開して差し障りのある情報なのか疑問である。

基本的には公開できるものは公開していくことが情報公開の原則であると考える。

また、指名停止に関する情報は、それなりに社会的には意義のある情報であり、本当に市にとって重大な案件があった場合、それを知りたいと思う市民の方もいるとも考える。

個人情報とは非公開とすればよい話であって、一般の方への公表をそこまで制限しなくてもよいのではないか。

【佐野座長】

公開していない情報は事故の状況や原因などか。

【契約検査課契約管理係長】

現在ウェブで公開している情報は、資料3のとおりである。

その他事故の状況や原因などの詳細については公開していない。

【伊藤委員】

どのような案件があったかくらいのは、他の業者が知れる状況にあってもいいように思うが、当事者以外の業者に「なぜあの業者は指名停止になったのか」と聞かれた場合、回答してはいけないものなのか。

業者側で「なるほどこういうことか」という気付きがあるかもしれない。

【契約検査課長】

先ほど説明のあったとおり、公表している情報は資料3である。

ここで指名停止の理由を端的に記載しているが、これ以上の情報を知りたいということであれば、開示請求をしていただくような形になると思われる。

【佐野座長】

資料3の公表内容だとすごくシンプルな上に、割と率直に書かれている印象を受ける。

(3) その他

≪審議概要≫

- ・ 佐野座長が各委員へ意見等があるかを確認したところ、特に意見等はなかった。

4 その他

- ・市事務局：契約検査課契約管理係長から次回の抽出担当委員を吉津委員としたい旨の説明があった。
- ・市事務局：契約検査課契約管理係長から、次回の開催日程について後ほど連絡をする旨の説明があった。

5 閉会